

筑農政第 163 号  
令和 6 年 11 月 21 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

筑西市長 須藤 茂

市町村名 (市町村コード)	筑西市 (82279)
地域名 (地域内農業集落名)	下館西地域 (伊讃美 小川 伊佐山 川島(下川島) 女方 大谷 上平塚 下江連 五所宮 西山田 山崎(西)(東) 森添島 子思儀 小塙 灰塚 掉ヶ島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 4 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地域は、鬼怒川・大谷川流域を中心として肥沃な水田地帯が広がっており、水田の約9割で基盤整備が行われ効率的な水稻作付が可能となっている。また、土地利用型作物以外にもイチゴや花きなどの園芸作物、畜産なども行われている。
- ・畠地は荒廃農地発生が懸念されることから基盤整備の導入について検討していく必要がある。
- ・農業者の高齢化による離農増加と後継者不足が危惧されることから、新たな担い手の確保と農地集積・集約化が急務である。
- ・駅周辺など住宅密集地と近接する農地では農作業時の粉塵や騒音などへの苦情が懸念される。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基盤整備により担い手への農地集積・集約化を推進し、大型機械の導入による低コスト化や土地利用型作物への転換等を図り地域内外の担い手が一体となって農業経営の規模拡大に資するよう努める。
- ・土地利用型作物以外にも園芸作物など多様な担い手を育成し経営力の向上を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,070 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	691 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、担い手農業者の意向を踏まえ農地利用最適化推進委員と調整し農地中間管理機構を通じて進めていく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・農用地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化を図る。その際、農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、地権者の貸付意向の時期に配慮する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、更なる大区画化・汎用化等の基盤整備について地域の意向を踏まえ検討する。
- ・既存の用排水路等については、土地改良区を中心に適切に保全していく。
- ・畠地は未整備農地が多いため、基盤整備の導入について検討していく必要がある。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内外から意欲のある多様な経営体など担い手として育成を進めるため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/>	③スマート農業	<input type="radio"/>	④輸出	<input type="radio"/>	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害に対する獣害捕獲、追い払い等に取り組み、今後も獣友会や鳥獣被害対策協議会の支援を受け農業被害を抑制する。
- ⑦用排水路の補修及び農道整備など地域一体で取り組み、農業用施設の維持管理を図る。